

水生生物への影響に係る項目

法規制等の記号の意味は次のとおり

化審法:優先評価物質(生態)

化管法:第一種(又は第二種)指定化学物質(生態毒性が選定理由のものに限る)

EPA水生生物クライテリア:水生生物に係る基準が定められているもの

EU水質基準:水質基準値が定められているもの

専門家判断:専門家判断により追加した物質

「初期リスク評価書の評価」の「」は、環境省環境リスク初期評価書(生態)の評価で「現時点で作業の必要はないと考えられる」と判定された物質

製造輸入量の出典は次のとおり

化審法届出:年度の記載がないものは化審法の届出(H23)に基づく。H23以外は年度を記載。

経産省調査:化学物質の製造・輸入量に関する実態調査(H19)に基づく。H19以外は年度を記載。

化管法区分:平成21年施行令改正で対象物質を選定した際の製造・輸入量の区分を示す。改正前の物質の情報は「H21改正前」と記載。

化学商品:16313の化学商品(化学工業日報社、2013版)に基づく

鉱物資源:鉱物資源マテリアルフロー((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の国内需要量(金属換算)の数値

農薬要覧:農薬要覧(2013)((一社)植物防疫協会)に基づく、原体の「国内製造量+輸入量-輸出量」

「水環境での検出」の「」は要調査項目存在状況調査(H11~H24)等において、検出率(地点数)が0%であることを意味する。

要調査項目番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リスク評価書の評価	製造・輸入量等		水環境中の検出	参考		備考
		化審法	化管法	EPA水生生物クライテリア	EU水質基準	専門家判断		専門家判断理由	製造・輸入量等(t/年)		出典	現行の要調査項目	
3	アクリル酸							30万	化審法届出				
4	アクリル酸エステル類							20,000	化審法届出				化管法:エチル 製造輸入数量:エチル
5	アセタミプリド							101	農薬要覧				
8	アセトンシアンヒドリン							30,000	化審法届出				
9	アセフェート							319	農薬要覧				
11	アミノフェノール類							1,000	化審法届出				化管法:p-体 製造輸入量:アミノフェノールとして
12	アルキル硫酸ナトリウム(C=16~18)							4,000	化審法届出				製造輸入量:アルカノール(又はアルケノール,C=6~24)のモノ又はジ硫酸エステル及びその塩(Na, K, M)
13	アルミニウム及びその化合物							30万	化学商品				EPA:Aluminum pH 6.5 -9.0 製造輸入量:アルミニウム地金合金として
14	アンモニア(または総アンモニア)							100万	化審法届出				EPA:Ammonia 製造輸入量:アンモニアとして
15	イソデカノール							40万	化審法届出				製造輸入量:アルカノール(C=5~38)として
19	(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン(別名:d-リモネン)							7,000	化審法届出				製造輸入量:リモネンとして
21	イベルメクチン							不明					動物医薬品として用いられている。毒性が高い

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		化審 法	化管 法	EPA水 生生物 クライテ リア	EU 水質 基準	専門家 判断		専門家判断理由	製造・輸入量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
22	イミダクロプリド						神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い が、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある	92	農薬要覧				
24	エチルチオメトン(別名:ジスルホトン)							127	農薬要覧				
28	エチレンジアミン							30,000	化審法届出				
29	エチレンジアミン四酢酸(別名:EDTA)							2,000	化審法届出				
31	塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム						陽イオン界面活性剤で、細菌細胞膜を変性させることにより殺菌性を発揮する逆性石鹼といわれるもので、低濃度の水溶液が市販され、手指、機器消毒等に使用され、公共用水域にはかなりの量で存在する。また、魚類や無脊椎動物への毒性も強	不明					
39	過酸化水素							20万	化審法届出				
40	カルシウムシアナミド							50,000	化学商品				
42	キザロホップエチル							200	化学商品				
45	銀及びその化合物							2,000	化学商品				化管法:硝酸銀 EPA:Silver 製造輸入量:電気銀として
48	クレゾール類							30,000	化審法届出				
49	クロチアニジン						神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い が、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある	95	農薬要覧				
50	クロルピリホス							115	農薬要覧				
52	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン							5,000	化審法届出				製造輸入量:ジ又はトリクロロトルエンとして
54	クロロニトロベンゼン類							4,000	化審法届出				化管法:2-クロロニトロベンゼン 製造輸入量:モノクロロ ニトロベンゼンとして
57	三価クロム							40万	鉱物資源 (2011)				EPA:Chromium (III) 製造輸入量:クロムとして
59	残留塩素						消毒剤を排水に使用した結果検出される。消毒剤のなかには、生産量も数万トン/年以上のものもあり、公共用水域での水生生物への影響のおそれがある	50万	化学商品				化審法:1,3,5-トリクロロ-1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン、ナトリウム=3,5-ジクロロ-2,4,6-トリオキソ-1,3,5-トリアジナン-1-イド(別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム) EPA:Chlorine 製造輸入量:液体塩素として
63	ジエタノールアミン							20,000	化審法届出				
66	シクロヘキサン							40万	化審法届出				

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		化審 法	化管 法	EPA水 生生物 クライテ リア	EU 水質 基準	専門家 判断		専門家判断理由	製造・輸入量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
67	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド							1,000	化審法届出				
69	2,4-ジクロロトルエン							5,000	化審法届出				製造輸入数量:ジ又はトリクロロトルエン
70	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D)							160	農薬要覧				
72	ジクロロベンゼン類							10,000	化審法届出				化管法:o-ジクロロベンゼン 製造輸入量:o-ジクロロベンゼンとして
73	ジシクロヘキシルアミン							2,000	化審法届出				
76	ジノテフラン							175	農薬要覧				
													神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い が、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある
77	シハロホップブチル							852	農薬要覧				
78	ジフェニルアミン							1,000	化審法届出				
79	ジフェニルエーテル							2,000	化審法届出				
80	1,3-ジフェニルグアニジン							2,000	化審法届出				
82	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-メチルフェノール(別名:BHT)							5,000	化審法届出				
83	ジベンジルエーテル							2,000	化審法届出				
85	2,4-ジ-ターシャリ-ペンチルフェノール							2,000	化審法届出				
89	ジメチルジスルフィド							1,000	化審法届出				製造輸入量:二硫化アルキル(C=2~4)
90	N,N-ジメチルドデシルアミン							6,000	化審法届出				製造輸入量:N,N-トリ-アルキル(又はアルケニル,アルキル又はアルケニルのうち少くとも1個はC8~24で他はH又はC1~5)アミンとして
91	N,N-ジメチルドデシルアミン-N-オキシド							1,000	化審法届出				製造輸入量:アルキル(又はアルケニル,アルキル又はアルケニルのうち少くとも1個はC8~24で他はC1~5)アミノキサイドとして
92	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン							4,000	化審法届出				製造輸入量:N,N-ジアルキル(C1~2)アミノアルキル(C2~3)アミンとして
95	臭化物イオン							30,000(推定)	化学商品				化管法:二臭素 製造輸入量:二臭素として
97	ジラム							133	農薬要覧				
103	チアクロプリド							14	農薬要覧				
													神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い が、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある
105	チアマトキサム							13	農薬要覧				
													神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い が、一方で、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある
106	チオウレア							4,000	化審法届出				
107	チオシクラム							122	農薬要覧				

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中での 検出	参考		備考
		化審 法	化管 法	EPA水 生生物 クライテ リア	EU 水質 基準	専門家 判断		専門家判断理由	製造・輸入量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
108	チオファネートメチル							606	農薬要覧				
109	デカン酸							10万	化審法届出				製造輸入量:アルカン酸(C=4~30)
110	1-デシルアルコール							40,000	化審法届出				化審法製造輸入量:アルカノール(C=5~38)
111	テトラエチレンペンタミン							12	農薬要覧				
112	テトラヒドロメチル無水フタル酸							5,000	化審法届出				
113	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名:イソフィトール)							7,000	化審法届出				
114	テブコナゾール							5,000	化審法届出				製造輸入量:脂肪族不飽和アルコール(C=9~24)
116	テレフタル酸ジメチル							114	農薬要覧				
118	銅及びその化合物							10万	化審法届出				EPA:Copper 製造輸入量:電気銅
119	1-ドデカノール							100万	化学商品				製造輸入量:アルカノール(C=5~38)として
120	2-[(3-ドデカンアミドプロパン-1-イル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート							40万	化審法届出				製造輸入量:N-アルカノイル(又はアルケノイル,C=8~20)アミノプロピル-N,N-ジメチルアンモニオアセタートとして
121	ターシャリ-ドデカンチオール							3,000	化審法届出				製造輸入量:アルキル(C3~18)メルカプタンとして
125	トリクロサン							6,000	化審法届出				手洗いせっけんや歯磨き粉などに使用されている代表的な抗菌剤であり、水生生物に対するリスクが懸念される
128	トリフルラリン							不明					
129	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール							362	農薬要覧				
130	ナフタレン							40万	化審法届出				製造輸入量:アルカノール(C=5~38)として
131	二アクリル酸ヘキサメチレン							90,000	化審法届出				製造輸入量:多価アルコール脂肪族不飽和一塩基酸エステル(ただし多価アルコールはC3~10で2~4のヒドロキシル基を有する。脂肪族不飽和一塩基酸はC3~
132	ニテンピラム							2,000	化審法届出				製造輸入量:多価アルコール脂肪族不飽和一塩基酸エステル(ただし多価アルコールはC3~10で2~4のヒドロキシル基を有する。脂肪族不飽和一塩基酸はC3~
138	1-ノナノール(別名:1-ノニルアルコール)							7	農薬要覧				神経系に作用し殺虫作用を有する農薬である。毒性試験の試験生物であるミジンコ類への毒性はかなり弱い。一方、水生昆虫(トンボ類)等への毒性があると懸念されている剤で出荷量が100tを超えるような剤もある
139	バナジウム及びその化合物							40万	化審法届出				製造輸入量:アルカノール(C=5~38)として
141	ビスフェノールA							2,000	化審法届出				化管法:五酸化バナジウム 製造輸入量:五酸化バナジウムとして
142	ヒドラジン							50万	化審法届出				
143	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸							10,000	化審法届出				製造輸入量:1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸及びそのナトリウム塩として

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		化審 法	化管 法	EPA水 生生物 クワイ テ リア	EU 水質 基準	専門 家 判 断		専門 家 判 断 理 由	製造・輸入 量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
144	ヒドロキノ							40,000	化審法届出				製造輸入量:ジヒドロキシベンゼン
145	ビフェニル							2,000	化審法届出				
149	ビリジ							5,000	化審法届出				
150	ピロカテコール(別名:カテコール)							3,000	化審法届出				
151	フェリムゾン							245	農薬要覧				
153	フサライド							234	農薬要覧				
158	ターシャリ - ブチル = ヒドロペルオキシド							7,000	化審法届出				製造輸入量:t - アルキル(C4 ~ 8)ヒドロペルオキシドとして
159	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール							30,000	化審法届出				化管法:2-sec-ブチル、4-t-ブチル、 製造輸入量:モノアルキル(C = 3 ~ 9)フェノールとして
160	4-ターシャリ-ブチルフェノール							30,000	化審法届出				
161	N-(ターシャリ - ブチル) - 2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド							5,000	化審法届出				製造輸入量:N - (t - ブチル) - 2 - ベンゾチアゾリル スルフェンアミド
162	2-ブテナール							2,000	化審法届出 (H22)				
164	フルトラニル							163	農薬要覧				
165	ブレチラクロール							195	農薬要覧				
171	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム塩酸塩							4,000	化審法届出				製造輸入量:N, N, N, N - テトラアルキル(又はアルケ ニル, アルキル又はアルケニルの1個以上はC = 8 ~ 24 で他はC = 1 ~ 5)第4級アンモニウム塩として
184	ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエー テル							3,000	化審法届出				製造輸入量:ポリオキシアルキレン(C = 2 ~ 4, 8)モノ [アルキル又はアルケニル(C = 1 ~ 18)フェニル]エー テル(n = 1 ~ 150)として
185	ポリ(オキシエチレン)ドデシルエーテル硫酸エ ステルナトリウム							10,000	化審法届出				製造輸入量:ポリオキシアルキレンアルキル(又はアル ケニル)(C = 4 ~ 24)エーテルの硫酸エステル及びそ の塩(K, Na, Ca)として
186	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル							5,000	化審法届出				
187	ポリカーバメート							115	農薬要覧				漁網防汚剤は直接海域に 流出し、水生生物に影響を 及ぼすことが考えられる。低 次生産者として重要である 海産植物プランクトンの毒性 値と環境中濃度は近接して いる。
190	マラチオン(別名:マラソン)							151	農薬要覧				
191	マンゼブ							2,729	農薬要覧				
192	マンネブ							398	農薬要覧				
194	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							5,000	化審法届出				

要調査 項目 番号	項目名	法規制等への該当状況					初期リス ク評価書 の評価	製造・輸入量等		水環 境中 での 検出	参考		備考
		化審 法	化管 法	EPA水 生生物 クライテ リア	EU 水質 基準	専門家 判断		専門家判断理由	製造・輸入量等 (t/年)		出典	現行の 要調査 項目	
195	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4,000	化審法届出				
198	N-メチルジデカン-1-イルアミン							6,000	化審法届出				製造輸入量:N,N,N-トリ-アルキル(又はアルケニ ル,アルキル又はアルケニルのうち少くとも1個はC8~ 24で他はH又はC1~5)アミンとして
199	ドデカン酸メチル							5,000	化審法届出				
200	メチルナフタレン							4,000	化審法届出				製造輸入量:モノ及びジメチルナフタリンとして
206	硫化水素							7,000	化審法届出				
207	ドデシル硫酸ナトリウム							4,000	化審法届出				製造輸入量:アルカノール(又はアルケノール,C=6~ 24)のモノ又はジ硫酸エステル及びその塩(Na,K,M
208	リン酸エステル類							7,000	化審法届出				化管法:りん酸トリトリル 製造輸入量:トリフェニル(又はモノメチルフェニル,ジ メチルフェニル,ニルフェニル)ホスフェートとして